

標茶町過疎地域 持続的発展市町村計画 (案)

令和8年度～令和12年度



北海道標茶町

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 市町村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 標茶町行政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計 画	15
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	15
3 産業の振興	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	19
(3) 計 画	20
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	21
4 地域における情報化	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計 画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
5 交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	24
(3) 計 画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
6 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	28
(3) 計 画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計 画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
8 医療の確保	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 計 画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
9 教育の振興	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 計 画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
10 集落の整備	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	37
11 地域文化の振興等	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計 画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
12 再生可能エネルギーの利用の推進	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計 画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計 画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	42

1 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

・自然

本町は、北緯 43 度 18 分 04 秒、東経 144 度 36 分 17 秒、釧路管内のほぼ中央に位置し、東は厚岸町・根室管内 2 町(中標津町・別海町)、西は鶴居村、南は釧路町、北は弟子屈町に隣接する、東西 58.9 km、南北 60.5 km、総面積 1,099.37 km²の広大な面積を有しており、阿寒摩周と釧路湿原の二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園があり、貴重な動植物が生息しています。

地勢は大別して、丘陵地帯と平野部に分けることができ、丘陵部は山岳が少なく、標高 60 m から 300 m でおおむね丘陵起伏をなし、釧路川・別寒辺牛川・西別川の各河川流域は平坦ですが、南東部には塘路湖・シラルトロ湖を含む釧路湿原が分布しています。また、最高峰は北東端の阿寒摩周国立公園に属する西別岳(799.8m)です。

地質は、丘陵部はおおむね摩周系火山性砂壤土におおわれ、河川流域は沖積土壌が散在しており、その土性を大別すると、丘陵部は火山性砂壤土で、釧路湿原を中心とした平野部は泥炭地で占められていますが、泥炭地部分を除くと大部分が海成洪積土壌の上に摩周火山層及び雄阿寒岳火山灰層が被覆している火山砂壤土となっています。

気候は、太平洋側東部気候区に属し、春期から夏期にかけて冷涼多湿で日照が少なく、秋期は比較的晴天が続き、冬期は積雪が少ないものの寒さが厳しく、土壤凍結が 1 m にもおよぶ場合があります。南部に位置する釧路市と比較すると、年間の気温較差が大きく、夏は暑く冬は寒いというやや内陸的な性格を示しています。

年間平均気温は約 7℃で、夏期平均気温が 15℃から 21℃、冬期平均気温がマイナス 7℃程度で、年間降水量は 900 mm 弱となっています。

・歴史

本町では北海道の先住民族であるアイヌ民族が集落を形成し、豊かな文化を育んでいました。そして江戸後期より佐野孫右衛門が標茶に鮭番屋を置き和人の居住が始まったと伝えられています。

明治 18 年、熊牛村他 4 ヶ村の戸長役場が塘路に設置され、硫黄精錬所、集治監、現在釧路市にある日本銀行が熊牛支金庫として標茶市街に設置されるなど、一時期は釧路に匹敵する賑わいを見せたものの、移転・廃止などにより市街地は衰退することになりました。

しかし、明治 41 年に軍馬補充部川上支部が設置された頃から北海道拓殖計画に基づく移民入植が見られ、昭和 2 年からの第 2 期拓殖計画により本町の開発が本格化し、国鉄釧網本線や標津線が開通、製糖工場や亜麻工場が設置されました。さらに、戦後緊急開拓事業により多数の入植者を迎え、昭和 25 年に町制を施行するとともに、昭和 30 年には旧太田村茶安別地区を編入合併し、昭和 31 年には釧路内陸集約酪農地域に指定されたことにより主畜が「馬」から「牛」に転換され、酪農が基幹産業となり乳業工場が設置されました。

しかし、昭和 33 年の 18,833 人をピークに、亜麻工場や製糖工場の相次ぐ閉鎖、離農などにより人口減少が続き、さらに昭和 59 年の国鉄機関区の廃止、昭和 62 年の国鉄から JR への改組、平成元年の標津線廃止、平成 10 年の標茶保健所の支所への縮小、前後して営林署はじめ国出先機関の統廃合により多くの人が転出しましたが、昭和 62 年に釧路湿原が国立公園に指定され、湿原周辺整備とともに多和平展望台など他の観光施設整備も進められ、新たな産業としての取り組みがなされています。

・社会・経済

本町は、明治中期の硫黄精錬の中継点としての繁栄にはじまり、集治監、軍馬補充部の設置などにより、社会経済情勢の変遷の影響を強く受け盛衰を繰り返し現在に至ります。

近年の基幹産業については、戦前は馬産を中心として発展し、昭和31年には釧路内陸集約酪農地域の指定を受け、基幹産業を酪農、基幹作目を牛乳とし、以降、冷寒な気候条件や特殊土壌条件等の厳しい自然条件を克服し、広大な土地資源を活用した草地型酪農をめざし、基盤整備の積極的な導入により、令和2年農業産出額 2,831 千万円、令和2年生乳生産量 172,479 t を誇り、国内有数の酪農地帯として成長を遂げてきました。

平成22年3月には新たな「食料・農業・農村基本法」が成立し、意欲ある多様な農業者の育成、食料自給率の引き上げ、食品の安全性の向上と消費者の信頼確保の施策体系が示され、本町が選択してきた土地基盤に立脚した草地畜産は、将来、より重要な役割を果たすことが期待されます。

第一次産業においては後継者問題、担い手不足、第二・第三次産業においては経済不況に起因する慢性的な就労機会の不足が生じており、若者の流出、都市部に就労機会を求める傾向は依然として強く、さらには店舗の撤退・閉店など過疎化現象はより顕著に現れ、税収の減少、コミュニティの存続に大きな影響を及ぼしています。

イ 市町村における過疎の状況

・人口等の動向

本町の人口は、戦後の緊急入植により急激な増加を見せたものの、昭和39年以降は減少に転じ、今なおその傾向は続いています。国勢調査でみると、ピーク時の昭和35年と令和2年とを比較してみると、ほぼ半減している状況であり、年齢階層別人口では、幼令人口（0～14歳）は昭和35年から令和2年までに88%の減少、生産年齢人口（15～64歳）は60%の減少、逆に高齢人口（65歳以上）は392%増と、過疎現象に加え少子化・高齢化が顕著に現れています。しかし、急激な人口減少にもかかわらず世帯数はほぼ横ばいとなっており、核家族化・一人世帯の増加が急速に進んでいることがわかります。

近年の人口減少の原因として、第1に農家の離農問題があげられます。平成6年度には約500戸あった搾乳農家は令和2年1月1日現在では224戸まで減少しており、今後も漸減が予想されます。基幹産業従事者の減少は地域コミュニティの崩壊や関連するサービス業の衰退につながりかねず深刻な問題となっています。

第2に若年労働者の流出が大きな要因です。若年労働者及び新規学卒者を吸収し得る就業の場が町内に極めて少ないことも流出をくい止められない結果につながっています。

・これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、人口減少や高齢化社会による担い手不足が深刻化していくなかで、地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流も通して新たな価値の創造につながるような人材の確保や移住定住促進に向けた情報発信や情報提供を行うとともに空き家などの有効活用も含めた対策が必要です。

産業の振興については、基幹産業である農業を中心に生活・生産基盤整備を推進してきました。生産基盤については草地改良、排水路の設置、農道整備など高次な生産を可能とする整備を推進する一方、農業構造改善事業などによる作業機械の導入をはじめ、酪農センター、農業者トレーニングセンターなど生活環境の近代化を進めてきました。

今後は、消費者に信頼される安全かつ安定的な生産を推進するため、特に家畜ふん尿対策をはじめとする環境に配慮した豊かな農村環境の保全・向上を進めるとともに、意欲ある担い手の育成、新規就農支援策の拡充など、生産環境の維持・向上をより強化する必要があります。

ます。

林業については、釧路川の中流域に位置し広大な面積を有するまちとして、活力ある森林整備と適正な森林保全を推進するため、造林事業、保育事業や林道網の整備、林業の普及・啓発活動を進めてきました。

近年、環境への関心が高まるなか、今後の林業施策は経済中心型林業から環境中心型林業へ移行しつつあり、複層林化の積極的導入など、それぞれの森林の持つ多面的機能に応じた総合的な森林の整備が必要です。

観光については、湿原風景が広がる南部地域において昭和 62 年に釧路湿原が国立公園に指定されたことに伴い、希少な動植物の宝庫として注目され、公園指定以前より整備されていた温泉宿泊施設・レクリエーション施設のある公園とともに、塘路湖・シラルトロ湖を中心に環境学習のフィールドとしての利用や夏のノロッコ号・冬の S L 湿原号の運行により、東北海道における主要観光地として定着しました。一方、田園風景が広がる北部地域は、多和平展望台の設置により、道東の名所として特に全国のライダーから脚光を浴びており、また平成 12 年にオープンした虹別オートキャンプ場は、環境に配慮した癒しの空間を備えつつ本格的なアウトドアが体験できるエリアとして人気が高まっています。近年では、旅行者の価値観やライフスタイルの多様化を反映し、観光に対するニーズも多様化しており、景勝地を巡る「見る観光」から体験や健康などの「目的型観光」へと移行していることから、今後は、旅行者のニーズに対応できるよう、本町の地域特性・資源を見極め、住民との交流も含めた環境に配慮したソフト面の整備を充実する必要があります。また、アジア諸国を中心とした訪日外国人観光客への整備も急務となっています。

第二次産業については、多様な自然環境と第一次産業との関連性に着目し、地域の資源を再発見し、乳製品に限らない幅広いブランド創造ができる体制を整えるとともに、地域の資源を利活用する新たな起業化への支援を進める必要があります。

地域における情報化については、令和 4 年度に町内全域で光回線を利用できる環境整備が完了したことから、今後もインターネットを活用した情報発信や行政手続きの充実、雇用の拡大や移住・定住につながる関係人口の創出など様々な分野で効果的な利活用ができるよう検討が必要です。

交通体系については、大型車両・大型機械の道路通行上の安全性、農産物など物流の増加、さらには交流人口の増加などを鑑み、町道の改良・舗装を中心に整備の推進をしてきました。しかし、令和 7 年 3 月末現在において、町道の実延長 727.4 km、うち改良率 56%、舗装率 53%と依然として十分な整備でなく、今後も引き続き整備推進を図る必要があります。

町内の公共交通については、J R 釧網本線・民間バス（釧路羅臼線）・町有路線バスとなっています。デマンドバスの運行を令和 7 年 4 月 1 日より一部地域運行開始しました。広域な面積を有する本町においては、デマンドバスによる通院等の町民の移動手段を確保することが必要です。

また、林業施業の集約化推進のため、林道網や作業路網の整備についても推進していく必要があります。

生活環境の整備については、簡易水道は、町民生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであることから、施設の更新及び耐震化等を計画的にダウンサイジングも検討しながら進め、災害に強く安全で安定した供給体制の整備が必要です。

下水道整備については、標茶市街地区、虹別地区、塘路地区及び磯分内地区の施設の老朽化に伴う処理場及び管渠の改築更新を計画的に進める必要があります。

ごみ処理については、平成 7 年度から一般廃棄物処理の有料化、分別収集、資源リサイクルに取り組み、平成 30 年度からは新たなごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設）及び最終処分場の供用を開始し、施設の適正な維持管理に努めておりますが、引き続きごみの減量化

の推進、資源ごみの資源化を実行することにより、CO₂削減に向けた再生可能エネルギーなどの取り組みが必要です。

消防施設については、引き続き車輛・水利など計画的な整備更新と人材及び研修機会の確保に努めるとともに、道東ドクターヘリなど広域連携による消防・救急体制の充実が必要です。今後は、交通社会が引き起こす重大事故、農業事故、釧路湿原・林野の大規模火災、また過去2度にわたり見舞われた大地震、さらには記録的集中豪雨による河川氾濫や市街地への浸水などの教訓を活かし、設備の強化を図るとともに、今日の社会事故に対応した医療機関とのさらなる連携強化が求められています。

公営住宅については、適正な管理をし、耐用年数を超えた老朽化住宅の建て替えと既存住宅の長寿命化を図るなど、計画的な住生活の安定確保及び向上に努めていく必要があります。

医療及び保健・福祉の推進については、各世代の保健対策と予防対策、病院・介護保険施設の効率的な運営を進めるため、町関連計画に基づく町民のニーズにあったサービスの拡充や医療スタッフの確保を図る必要があります。

教育文化施設については、小中学校校舎や運動施設の整備が進められてきておりますが、今後は、小中学校の良好な教育環境を確立するため適正規模化を検討しつつ、修繕及び耐震化が必要な施設については計画的に改修を進めるとともに、既存施設の有効活用を図るなど生涯学習のニーズに応えられるよう施設の管理運営のあり方を含め、住民とともに検討していく必要があります。

これまでの過疎地域対策では国や道の支援のもと、生活・生産基盤整備を中心に進めてきましたが、今後は効率的な財源の運用により、より効果の期待できる施策の展開を進めるとともに、都市との格差の是正にとらわれることなく、農村のもつ良き風景・環境を維持保全し、そこに生活する住民一人ひとりが心の満足と誇りを持てる持続可能な活力あるまちづくりにシフトしていかなければなりません。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向性の概要

本町の産業構造は、移民入植が開始されて以来、畑作や馬産を中心とした第一次産業が主流をなしたものの、その後は社会情勢の変遷と冷寒な気候条件などにより離農・離散が相次ぎました。そこで、道東地域の気候にあった産業を模索したところ、新しい農業形態として酪農に着目し、昭和31年に釧路内陸集約酪農地域の指定を受け、現在にいたるまで整備が行われてきています。

平成27年からは、JAしべちゃ、雪印種苗(株)と共同出資し設立した株式会社TACSしべちゃの取り組みを支援するとともに、新法人と連携して、実習生や新規就農希望者の受け入れと育成に取り組んでいます。

今後も酪農の町として食料基地の一翼を担い、魅力ある地域づくりを推進するためには、生産基盤の整備強化、農村生活環境改善等をさらに図るとともに、次世代農業者の育成、離農地・遊休農地の有効利用、農業の多面的機能の確保等を進め、消費者のニーズに応じた安全・安心な製品の生産に努めなければなりません。また、地域の農畜産製品のブランド化が求められており、今後は、消費者の理解が得られるような環境と調和した生産活動や生産品を追及する必要があります。

林業は、経済林的な森林施業が行われてきましたが、近年は環境林的な森林機能や河川の保全としての森林が評価されてきており、それらを視野に入れた地域の特性、森林資源の状況及び社会的条件等を勘案した施策、施業の展開を図る必要があります。

塘路湖においては古くから内水面漁業が営まれており、湖沼の環境保全に留意しつつ漁獲量の安定確保のため増殖事業の支援を行ってきました。今後は塘路湖のワカサギ漁のほか、

摩周湖の伏流水などを利用した養殖漁業の振興と安定を図るため、支援を行う必要があります。

第二次産業は、第一次産業の主である酪農関連業種が中心であり、釧路内陸標茶工業団地においても酪農関連企業などの進出が図られ、工業団地面積の90%までが分譲されていますが、今後とも、酪農関連産業を中心とした企業の誘致を進めるとともに、地場資源を活かした起業化の推進、高速情報通信網を活かしたサテライトオフィス等の誘致を図る必要があります。

第三次産業では、小売店の商業サービスが中心ですが、その指導的役割を担う商工会の各種事業に支援を行うとともに、町融資制度の拡充も図られてきました。しかし、近隣市町村への消費購買力流出、町内への中型店進出などもあり、非常に厳しい状況にあります。このため、中心商店街の商業集積を図るための対策、高齢化社会における商業サービスの対応、空き店舗の有効利用などで新たに店舗を開設した個人、法人に対し、開業経費の一部を助成するGOGOチャレンジショップ支援事業など、ソフト・ハード一体となった取り組みを継続して進めていく必要があります。

本町の産業構造は農林業が中心であり他産業への影響が大きいことから、今後も農林業を基幹とした産業振興に力を注ぎながら、関連企業の誘致を進め各産業の持続的発展をめざします。町南部に位置する釧路湿原の国立公園指定により、本町の観光産業は大きな発展の契機をむかえ、塘路周辺では塘路カヌーステーション、コッタロ展望台、サルゴ展望台、環境省エコミュージアムセンターなどが整備され、また、田園風景を中心とする北部には、多和平展望台、グリーンヒル多和、西別岳山小屋、虹別オートキャンプ場など、交流拠点となる施設整備が行われてきました。今後は、ワイズユースの理念に基づく環境保全に努めながらの魅力ある観光地となるため、豊かな自然、農村景観といった資源を活かし、環境に配慮した観光メニューの構築など、ソフト面の充実・整備を図る必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、終戦後の変革に伴い、緊急入植をはじめ集落再編に向けた諸官庁、病院、教育現場など生活基盤強化に加え商業や製造業の創業など社会増あるいは自然増により、国勢調査では昭和35年に17,424人を記録しましたが、これをピークにその後は基幹産業である酪農業からの離農と、産業構造の変革による都市部の第二次、第三次産業の躍進による人口流出がつづきました。また、鉄道関係では、昭和59年の国鉄機関区の廃止、昭和62年のJRへの改組、平成元年の標津線廃止といった流れのなかで多くの職員が流出し、時期を同じくして営林署など国の出先機関の廃止・統合が相次ぐなど、近年では減少率の沈静化は見られるものの、令和2年にはピークであった時期と比較して59%の減少となる7,230人となっています。住民基本台帳の令和7年1月1日現在では6,690人とさらに減少しており、全体の3人に1人は高齢人口となっていることから、これ以上の過疎化現象は農村地域をはじめコミュニティの形成に大きな影響がでることが懸念されています。

また、全体的な産業構造については、令和2年に実施された国勢調査による就業人口割合から第一次産業就業者32%、第二次産業就業者12%、第三次産業就業者53%となっています。

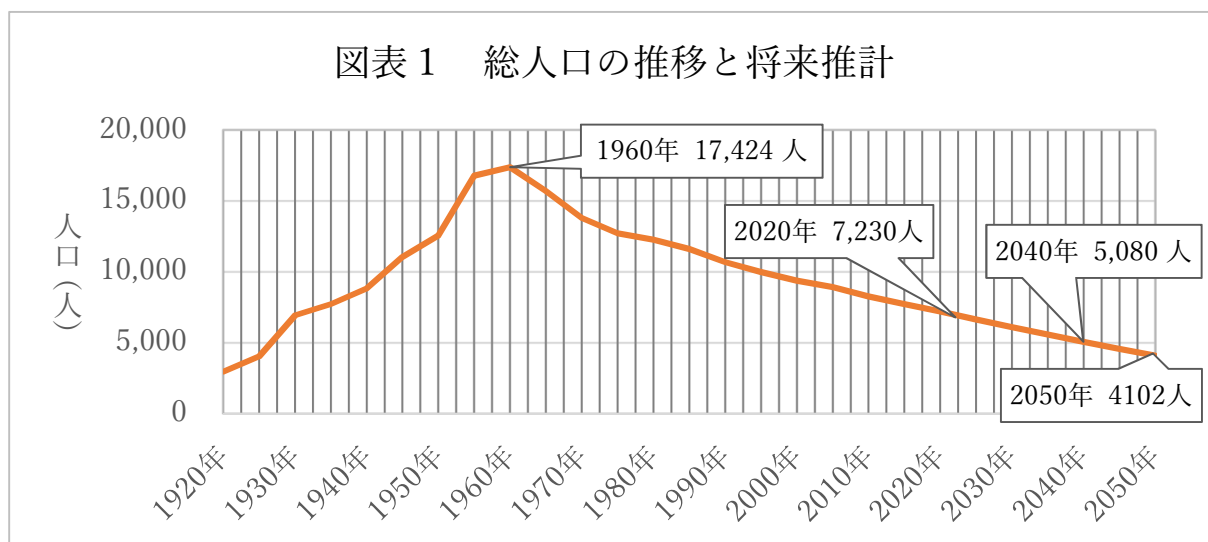
こうしたことから、今後は基幹産業である農林業経営の安定はもちろんのこと、関連産業間の連携を図るとともに、それぞれの産業において新たな創意と工夫によって振興策を模索し、活性化を図る必要があります。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 3 5 年		昭和 4 0 年		昭和 4 5 年		昭和 5 0 年		昭和 5 5 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	17,424	—	15,738	△ 9.7%	13,832	△12.1%	12,737	△ 7.9%	12,297	△ 3.5%
0 ～ 1 4 歳	7,069	—	5,591	△20.9%	4,245	△24.1%	3,396	△20.0%	2,983	△12.2%
1 5 ～ 6 4 歳	9,723	—	9,470	△ 2.6%	8,845	△ 6.6%	8,456	△ 4.4%	8,229	△ 2.7%
うち 1 5 ～ 2 9 歳(a)	4,190	—	3,755	△10.4%	3,308	△11.9%	2,997	△ 9.4%	2,622	△12.5%
6 5 歳以上(b)	632	—	677	7.1%	742	9.6%	885	19.3%	1,085	22.6%
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
若年者比率 (a)／総数	24.0%	—	23.9%	—	23.9%	—	23.5%	—	21.3%	—
高齢者比率 (b)／総数	3.6%	—	4.3%	—	5.4%	—	6.9%	—	8.8%	—

区 分	昭和 6 0 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 1 2 年		平成 1 7 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	11,633	△ 5.4%	10,701	△ 8.0%	10,015	△ 6.4%	9,388	△ 6.3%	8,936	△ 4.8%
0 ～ 1 4 歳	2,651	△11.1%	2,212	△16.6%	1,832	△17.2%	1,449	△20.9%	1,180	△18.6%
1 5 ～ 6 4 歳	7,693	△ 6.5%	7,009	△ 8.9%	6,389	△ 8.8%	5,910	△ 7.5%	5,469	△ 7.5%
うち 1 5 ～ 2 9 歳(a)	2,099	△19.9%	1,734	△17.4%	1,523	△12.2%	1,405	△ 7.7%	1,223	△13.0%
6 5 歳以上(b)	1,288	18.7%	1,480	14.9%	1,794	21.2%	2,029	13.1%	2,287	12.7%
不 詳	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
若年者比率 (a)／総数	18.0%	—	16.2%	—	15.2%	—	15.0%	—	13.7%	—
高齢者比率 (b)／総数	11.1%	—	13.8%	—	17.9%	—	21.6%	—	25.6%	—

区 分	平成 2 2 年		平成 2 7 年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	8,285	△ 7.3%	7,742	△6.6%	7,230	△6.6%
0 ～ 1 4 歳	1,055	△10.6%	991	△6.1%	861	△13.1%
1 5 ～ 6 4 歳	4,884	△10.7%	4,313	△11.7%	3,894	△9.7%
うち 1 5 ～ 2 9 歳(a)	1,046	△14.5%	864	△17.4%	776	△10.2%
6 5 歳以上(b)	2,346	2.6%	2,436	3.8	2,475	1.6
不 詳	—	—	2	—	—	—
若年者比率 (a)／総数	12.6%	—	11.2%	—	10.7%	—
高齢者比率 (b)／総数	28.3%	—	31.5%	—	34.2%	—



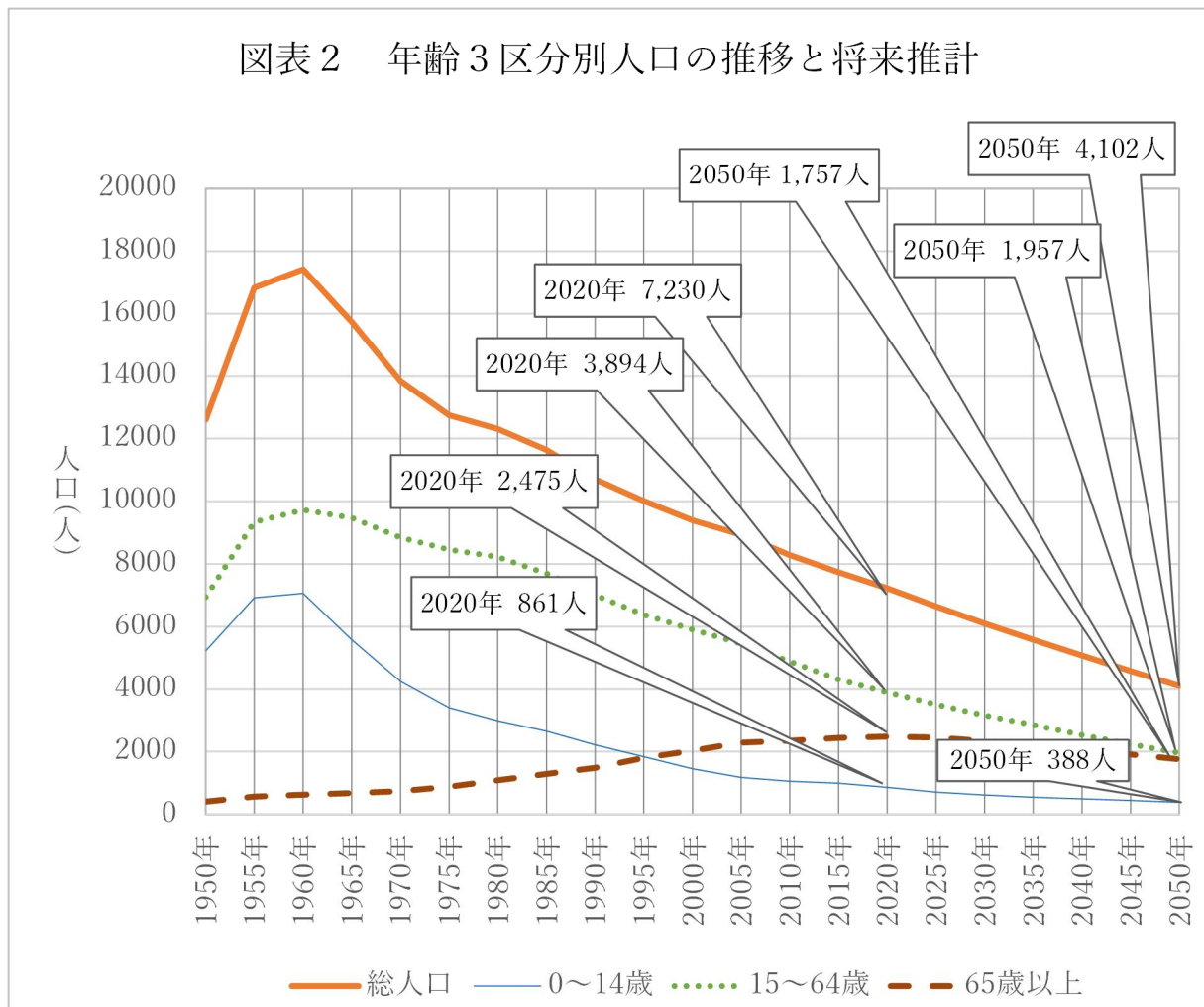
図表 1 総人口の推移と将来推計

本町では、1960 年（昭和 35 年）までは大きく増加をしていました。特に、1950 年（昭和 25 年）から 1955 年（昭和 30 年）の間では、4,300 人も増加を遂げています。

本町は、1950 年（昭和 25 年）から町制を施行しており、前後して道や国の機関の設置が人口増加の要因であります。

しかし、1960 年（昭和 35 年）の 17,424 人〔住民基本台帳では、1963 年（昭和 38 年）の 18,539 人〕をピークに達して以降、現在まで人口減少が続いており、2023 年（令和 5 年）の国立社会保障人口問題研究所（以下、「社人研」）の推計では、今後も減少が続き、2050 年（令和 32 年）には、約 4,100 人と 2020 年（令和 2 年）と比べて 43%減少するものと推計されています。

図表2 年齢3区分別人口の推移と将来推計



図表2 年齢3区分別人口の推移と将来推計

総人口が1960年（昭和35年）をピークに減少に転じると同時に、生産年齢人口及び年少人口も減少に転じ、現在も減少傾向にあります。年少人口については、2023年（令和5年）以降の社人研推計では低水準で緩やかな減少幅となっています。

一方、老年人口は、ピーク前後の生産年齢人口が順次老年期に移行することから、常に増加傾向にあり、1995年（平成7年）には年少人口に並びその後逆転しています。

しかし、その老年人口についても推計では、2020年（令和2年）をピークに減少に転じるとされ、さらに人口減少が加速します。

（3）標茶町行財政の状況

本町の財政状況は、地方交付税等の財源割合が大きく、極めて厳しい財政環境にあります。今後の行財政運営においては、経常経費等の一層の節減に努めるとともに、あらゆる事務・事業の実施にあたって、厳選した事業の選択、優先順位付けが必要となります。

行財政の主要数値は、表1-2(1)のとおりであり、財政力指数は、全道町村平均（令和5年度）の0.27に比べて若干下回っていますが、施設整備については、表1-2(2)のとおり整備率は向上してきており、なお整備に努める必要があります。

今後限られた財源の中で、住民要望の的確な把握に努めるとともに将来展望を踏まえた視点での施策の展開を進めていきます。

表 1－2（1） 市町村財政の状況

（単位：千円、％）

区分	平成27年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳 入 総 額 A	12,309,323	13,321,970	12,691,928
一般財源	6,180,652	6,134,134	6,782,448
国庫支出金	987,252	2,402,107	763,605
道支出金	1,010,023	604,712	617,728
地方債	1,215,835	1,639,628	741,158
うち過疎対策事業債	565,100	692,100	451,500
その他	2,915,561	2,541,389	3,786,989
歳 出 総 額 B	12,164,125	13,145,241	11,982,028
義務的経費	2,959,433	3,271,543	3,966,248
投資的経費	2,956,345	3,326,431	1,985,117
うち普通建設事業	2,893,782	3,326,431	1,945,032
その他	6,248,347	6,547,267	6,030,663
過疎対策事業費	347,197	206,212	258,079
歳入歳出差引額 C	145,198	176,729	709,900
(A－B)			
翌年度へ繰越すべき財源D	69,263	17,492	129,241
実 質 収 支 C－D			
	75,935	159,237	580,659
財政力指数	0.19	0.23	0.23
公債費負担比率	12.8	11.5	11.3
実質公債費比率	10.3	8.7	10.1
起債制限比率	6.1	4.1	7.0
経常収支比率	81.7	88.5	93.9
将来負担比率	27.9	27.7	74.9
地方債現在高	10,493,249	12,675,752	13,541,345

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
町 道 (km)	678.7	696.5	728.1	729.2	728.5	727.4
改良率 (%)	28.4	42	48.1	53.8	55.3	55.9
舗装率 (%)	6.5	21.6	37.2	48.4	52.1	53.2
農 道						
延 長 (m)	28,746	8,660	32,954	30,478	30,627	30,627
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	1.5	0.4	0.4	－	－	－
林 道						
延 長 (m)	37,682	53,286	66,679	75,833	85,262	86,142
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	6.2	7.1	7.1	－	－	－
水道普及率 (%)	65.2	67.8	80.5	83.1	83.0	79.9
水洗化率 (%)	2.0	73.9	87.5	87.4	86.9	91.3
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	8.1	9.3	8.8	10.3	8.3	9.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

高度経済成長期からバブル経済の崩壊を経て、国民の価値観は「モノの豊かさから心の豊かさへ」と大きな変化を遂げており、過疎地域である農山漁村は、豊かな自然とともに心豊かに暮らせる場所として国民の関心が年々高まっています。特に、みどり豊かな自然と農のある生活及び清らかな水を求めて、ちょっと暮らし、2地域居住や移住の場として、その役割を期待されています。

一方で、過疎地域は担い手が不足しており、21世紀にふさわしい個性豊かで活力に満ちた社会を持続的に構築し、地方分権時代の流れに的確に対応し、期待される役割を積極的に果たしていくためには、従来の対策である産業振興対策や公的サービスの確保の継続に加え、過疎地域のもつ豊かな自然環境や歴史・文化などの再発見とともに、人材の発掘・育成も含めた新しい視点での対策が必要です。

本町も、これらの期待に十分に応えうる多自然居住地域を形成するにふさわしい地域となるため、厳しい現状と時代の潮流の変化に的確に対応し、豊かな自然環境の保全や美しい景観の維持・創出を図りながら、これまで培ってきた歴史・文化などを活かした持続可能な地域社会をめざす必要があります。

これまで、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別支援法の4次にわたる過疎法に基づき、国・道の支援を受けながら、あらゆる分野において精力的に、総合的・計画的に対策を進めてきたところであり、施設整備水準は向上しているものの、官公署の統廃合などの外的要因や、経済的・社会的要因に加え、WTOなどの国際的な要因もあり、依然として過疎化現象が続いています。

また、出生数の低下、雇用の限界などによる若者の流出、高齢化の進行が将来に向かってさらなる不安を増幅させています。

したがって、今後は標茶に多く存在する素材としての豊かな自然環境・農業の恵みを活かし、全ての町民が「住んで良かった、これからも住み続けたい」と思える標茶町を築くため、基本方針を「みんないきいき みんなでつくる ～自然とともに生きるまち しべちゃ～」とする、「標茶町第5期総合計画（令和3年度～令和12年度）」で定めた

- 1 みんなで魅力と価値を生み出すまち
- 2 みんなで支えあう健やかなまち
- 3 みんなが安心して暮らせるまち
- 4 みんながいきいき学んで育つまち
- 5 みんなで創造できるまち

を目標とし、その実現に努めます。また、これらの基本方針を達成するため、次の施策を展開します。

- 1 みんなで魅力と価値を生み出すまち

阿寒摩周と釧路湿原の二つの国立公園と厚岸霧多布昆布森国定公園を有するほか、総面積1,099.37㎏のうち約53%が森林であることや、広大な農村景観が広がるなど、国内のみならず世界から見ても価値のある大自然が広がっており、酪農畜産業をはじめとする各産業の振興にも大きく寄与しています。

しかし、産業面では後継者不足や少子高齢化に伴う担い手不足が共通して見られることから、担い手の育成により基幹産業である酪農畜産業の働き手を確保することや、自然を活用した体験型観光事業の可能性を伸ばしていくことなど、安定した雇用を持続的に確保する中で各産業の活性化につなげる施策を推進します。

今後、本町の財産である自然を守る活動と、その自然の中で暮らし各産業において活躍する人に活気があふれ、いきいきと暮らすことができる楽しいまちづくりを進めていきます。

2 みんなで支えあう健やかなまち

少子高齢化が進み、地域・家庭・職場という日常の暮らしの中における支え合いの基盤が弱まってきていますが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さらには子どもを安心して産み育てることのできる環境を整え、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを「まち全体」で応援できるよう、地域共生社会の実現が求められていることを踏まえ、誰一人不幸にすることなく、全ての住民が幸せになることを目指し、ともに支え合うことのできる協働のまちづくりを進めていきます。

3 みんなが安心して暮らせるまち

安全・安心な日常生活を送るためには、公共インフラの整備はもちろん、一人一人が正しい知識と行動を身につけることや、地域コミュニティ内による助け合いなど、自助・共助・公助が十分に機能する仕組み作りが重要であり、相互連携が図られるよう密な情報共有と計画的施設整備、防災・減災対策が必要となります。

住み慣れた地域で子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心に生活できる、これからも住み続けたいと思える環境づくりを進めていきます。

4 みんながいきいき学んで育つまち

これからの持続的な地域形成や活性化には「このまちにずっと住んでいたい」「このまちを元気にしたい」と考える活力ある地域人材の育成、歴史ある文化や積み重ねてきた経験などをつないでいくことが重要です。

また、各教育機関で地域に根差した特色ある教育が進められており、子どもたちがいきいきと学ぶ環境づくりを継続して推進していく必要があります。

さらには、文化活動やスポーツ、多様な文化を持った人々との交流などを通じて、子どもから高齢者まで生涯にわたりこの地域でしか得られない楽しみや生活への満足感を生み出す機会を創出することは、新たに何かを始める向上心へとつながります。誰もが今後のまちづくりの一翼を担うことから、まちへの愛着心と向上意欲のある人づくりに努めていくとともに、わが町の財産を次の時代へ引き継ぎ活かす取り組みを進めていきます。

5 みんなで創造できるまち

まちづくりの主役は町民であることから、持続的な行政運営を行ううえで、町民と行政とが密に情報共有を行える場の設定や、地域がいきいきと活動できるための支援などを引き続き進めるとともに、関係人口や関係企業を巻きこみ、未来ある行政運営を進めていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 自然増に関する目標値

2030年（令和12年）までは、合計特殊出生率を現在の1.38を維持し、将来的には国の長期ビジョンと同様、2050年（令和32年）に2.07程度まで上昇させることをめざします。

イ 社会増に関する目標値

15 歳～19 歳→20 歳～24 歳の純移動を抑えるとともに、子育て世代の転出を抑制し、当分は本町における直近 5 年間程度の純移動数を維持しつつも、2050 年（令和 32 年）までには、移動の均衡を目指します。

ウ 人口の推移と目標人口の設定

国立社会保障人口問題研究所（以下、「社人研」）による推計では、2050 年（令和 32 年）の本町の人口は、4,102 人まで減少すると見込まれています。

本町の目標としては、あらゆる施策を講じ 2030 年（令和 12 年）に人口 6,149 人を目指し、合計特殊出生率を、現状の 1.38 を保ちながら、純移動数が 50 人程度の減少となるよう取り組みます。

その場合には、2050 年（令和 32 年）の人口は約 4,163 人となり、社人研推計と比較し、約 62 人の施策効果が見込まれます。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取り組みについては、総合戦略などの進捗管理により、施策・事業毎に P D C A サイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行い評価を実施します。

（７）計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

（８） 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の 3 つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・ 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

- ・ 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

- ・ 民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

イ 本計画との整合性について

本計画においても、標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本町過疎地域の持続的発展に努めます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

若年層を中心とした転出などにより人口減少が進み、国による地方創生への支援などが行われていますが、都市部への転出は抑えられず、今後も少子高齢化社会が相乗し、さらに人口減少と地域経済の衰退が懸念されています。

若者の定住は、地域雇用の供給が密接に関連しており、基幹産業の就労環境の整備をはじめ新たな雇用の創出が必須です。

担い手不足が深刻化していくなかで、地域づくりの担い手となるとともに、地域住民との交流も通して新たな価値の創造につながるような人材の確保が必要であり、さらには地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や、民間事業者と一体となった受け入れ体制づくりなどの取り組みを推進するとともに空き家などの有効活用も含めた対策が必要です。

イ 地域間交流の促進

本町の、釧路湿原をはじめとする豊かな自然環境や農村がもつ牧歌的な魅力を求め、近年、観光入り込み者数も増加傾向にあります。これらを支えるのが、交通網の整備やきめ細かな情報発信です。民間も含めて宿泊施設の整備や自然体験型の取り組みが実施されており、それらを有効に機能させるシステム化や情報提供、ガイドの充実などが必要です。

また、高規格道路、地域高規格道路などの完成により、1日の行動である3時間圏が拡大され、特にオホーツク圏や十勝圏とのモノ・人・情報の交流が活発となることが期待され、地域資源の再発見やライフスタイルに変化を与えるなど、地域の新たな刺激として期待が持たれています。

ウ 人材育成

多様な人材を活かす雇用の場の確保を推進するため、各種制度・施策を有効に活用しながら、各種研修の確保や起業・就業への支援拡充など安定的に働くことができるよう、地域経済の活性化に配慮した支援が必要です。

また、新卒者の町外流出が課題となっており、地元における雇用機会の拡大と職種の多様性が求められています。

さらには、地域の課題や資源を分析することにより、これからあらゆる分野において、意欲のある若者への起業化活動に関する支援を強化する必要があります。

(2) その対策

- ・ 移住に関心のある方へ体験住宅として、お試し暮らし住宅を整備し、地域の自然や生活環境を体験いただき、移住促進を図ります。
- ・ 不動産や観光、暮らしに必要な情報などの情報発信に努めます。
- ・ 滞在者相談窓口の設置や地域体験プログラムの実施などの受け入れ体制の充実を図ります。

す。

- ・ 町外で開催される観光物産展・イベントなどへの参加や、ふるさと会活動を側面的に支援するなど、地域間交流を推進します。
- ・ 外国人労働者が増えている実態を踏まえ、A L Tを活用した交流活動など、多様な文化をもった人々との交流の充実を検討します。
- ・ 関係人口を増やす取り組みを進めるとともに、地域おこし協力隊の活用により地域課題の解決を図ることや担い手の育成など、地域活性化と移住定住の推進を図ります。
- ・ 意欲ある若者等の起業化活動への支援を進めます。

(3) 計 画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 ・ 移住・定住	移住促進事業	町	
	・ 地域間交流	地域間交流事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町の農業は、昭和31年「釧路内陸集約酪農地域」の指定を受けた後、酪農を基幹産業とし、広大な土地資源を活かしながら規模拡大を続け、我が国为数の酪農地帯として発展してきました。

このことについては、表2、表3で示すように、農家個々の努力もあり1戸あたりの能力は上昇しておりますが、現行の乳価保障制度の先行き不安や、消費者のT P Pに対する関心の高まりによる生産物の安全性確保や農業が環境に及ぼす負荷への対応、農業・農村を取り巻く情勢はますます厳しさを増し、後継者不足を主たる要因として離農に歯止めがかからない現状にあります。

このような農業構造のなかで、魅力ある足腰の強い農業・農村をめざすにあたり、経営感覚に優れた意欲ある担い手をはじめ、地域の特性に応じた多様な担い手を育成・確保するほか、効率的かつ安定的な経営体、共同化並びに法人化への誘導促進、ヘルパー制度やコントラクターの積極的活用によるゆとりある経営システムの確立など、就農環境の改善を図る必要があります。

また、環境に配慮した農業が求められており、平成16年11月から「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、農家個々での家畜排せつ物処理施設は完備されているものの、より一層環境に配慮し、かつ安全・安心な農産物の生産に努めます。

水源保全と生活及び農産業等に供する水道の安定的な供給体制の構築に向け、国や道などとの連携による計画的な生産基盤及び生活環境基盤の整備を推進するなど、持続可能な農業の実現に取り組む必要があります。

表2 搾乳戸数と生乳生産量の推移

区 分	搾乳戸数 (戸)	乳用牛頭数 (頭)	生乳生産量 (t)	1戸当たり 平均生乳 生産量(t)
昭和55年	611	30,659	88,194	144.3
昭和60年	568	35,733	113,867	200.5
平成2年	536	38,467	133,407	248.9
平成7年	473	41,315	156,839	331.6
平成12年	413	39,913	163,280	395.4
平成17年	358	38,788	168,451	470.5
平成22年	305	38,432	162,190	531.8
平成26年	271	39,663	149,505	551.7
令和2年	224	48,450	172,479	770.0
令和6年	200	45,738	171,903	859.5

表3 農家数などの推移

区分	農家数(戸)			農業就業者 (人)	経営耕地面積(ha)	
	総数	専業	兼業			牧草専用地
昭和55年	768	538	230	2,373	22,470.93	22,150.89
昭和60年	702	495	207	2,299	24,862.36	24,539.38
平成2年	643	495	148	1,939	26,287.00	25,701.37
平成7年	550	433	117	1,642	25,206.71	22,793.57
平成12年	487	356	129	1,502	25,910.46	24,618.23
平成17年	424	314	107	1,249	25,459.27	25,183.97
平成22年	387	284	101	1,052	28,722.30	26,908.00
平成27年	310	256	54	885	26,166.22	25,858.00
令和2年	267	—	—	—	25,882.66	—
令和6年	260	—	—	—	27,508.00	—

イ 林 業

本町の森林面積は60,225 haで、国有林が約43%、私有林が約49%であり、私有林のうち天然林が約65%、人工林が約35%となっています。

森林面積は、農地の拡大とともに減少してきましたが、釧路湿原が国立公園に指定されて以降、住民の森林に対する意識・価値観の変化が見られ、また森林施策は森林が持つ環境保全機能を重視する潮流にあり、その一方で適正な資源管理に裏付けられた持続可能な施策の展開など多面的機能の発揮が求められています。

本町は釧路川・別寒辺牛川・西別川の上流域にあり、これらの河川を水源とする市町村が下流域にあること、また釧路湿原国立公園の約43%を有しているなどから、これらの環境保全、また国土保全等のためにも活力ある森林整備と適正な林地保全を推進する必要があります。

このため、従来の経済的観点を考慮しつつ、環境に配慮した総合的な森林整備が重要となっています。

表4 林野面積及び林相・林種森林面積

区 分	総 数	面 積 (ha)				森林蓄積 (千m ³)
		天然林	人工林	無立木地	その他	
国 有 林	25,803	8,752	16,292	7	752	3,168
町 有 林	5,107	2,497	2,542	68	0	928
私 有 林	29,315	18,832	10,171	312	0	3,624
計	60,225	30,081	29,005	387	752	7,720

ウ 水 産 業

本町の水産は、塘路湖・シラルトロ湖の内水面漁業と、摩周湖の伏流水を利用したドナルドソントラウトなどの養殖事業です。

内水面漁業については、ワカサギ漁を中心に行われており、漁獲量を確保するため、増殖事業に対して支援の継続が必要です。また、植樹や森林の保全、湖沼や河川環境の保全に努める必要があります。

エ 観 光

豊かな自然と優れた景観に全国から多数の来訪者をみており、これらが相まって観光業は新たな産業として期待されています。

釧路湿原が昭和 62 年に国立公園に指定されたことにより、塘路湖においてカヌーレンタルなどの新たな事業が興され、好調に業績を伸ばしており、コッタロ展望台、サルボ展望台、環境省エコミュージアムセンターなどが整備されました。

シラルトロ湖に隣接し、雄大なロケーションと温泉を活用した町民の保養、健康増進の場として長年親しまれてきた「釧路湿原パーク・憩の家かや沼」を改修し、令和 6 年 9 月に「釧路湿原かや沼観光宿泊施設ぽん・ぽんゆ」がグランドオープンしました。昭和 62 年に国立公園の指定を受けており、同公園内で唯一の宿泊施設として、町民や国内外の観光客からも親しまれる施設を目指していきます。また、雇用対策、地域経済の活性化を推進し、交流人口の創出に繋げるためにも継続して施設の管理運営を行っていく必要があります。

一方、地域の基幹産業である酪農そのものが醸し出す牧歌的雰囲気をも求め訪れる人も増えており、町営牧場内に整備した「多和平展望台」には年間約 3 万人が訪れています。また、西別岳山小屋や、虹別オートキャンプ場などの交流拠点となる施設整備も行ってきました。

今後は、環境保全に努めながらワイズユースの理念に基づく地域の資源を活かした観光メニューの構築、外国人観光客に対する看板設置などの環境整備、地域住民のホスピタリティ醸成など、環境に配慮したより質の高いサービスの提供に努めます。

オ 商 業

本町の商業は、近隣商圈への消費流出により大きな影響を受けておりますが、地元消費者にとって魅力ある商店街を形成するため、駅前通りの街路灯整備や空き店舗対策とした起業支援などを実施してきており、集客力の増加、町経済の活性化を図る取り組みを行ってきております。

また、市街地だけでなく、各地域に存在する商業者においても、消費者の減少による影響は大きく、全町的に存続に向けた対応が必要とされています。

今後は、地元消費者の消費拡大を図るための施策や、移動手段を持たない高齢者世帯への対応などが課題となっており、地域内循環バスの運行などのコミュニティビジネスを活性化し、新たな所得を生み出す取り組みを推進します。

カ 起業の促進

過疎化からの自主自立のためには、雇用の創出は極めて重要な課題です。都市部を除く地域では、昨今の公共事業の縮減や消費活動の流出等に起因し、地域雇用や消費活動の低迷を招き、このことは若者の流出、高齢化に拍車をかけ、都市と過疎地域との経済格差をますます

す拵げている要因です。

その一方で、環境課題や高齢化社会への対応など現代社会が抱える課題に着目し、脱公共事業、行政に頼らない地域に立脚した起業化に結実させた若手経営者等のグループが現われており、このことは、地域の資源や課題をしっかりと分析・検証・実行した成果といえます。

過疎地域特有のハンディとして情報力や市場性などの課題も多くありますが、これらを克服するためには、情報通信技術の普及により都市との距離を縮減することで、過疎地域にあっても都市と同様の情報力が得られることに加え、過疎地域の魅力である豊かな自然や生活環境に恵まれていることをアピールすることにより、外部からの経営資源・知的資源の活用が望め、地域再生への重要な足がかりとなると思われます。

今後は、さらなる起業・雇用の促進のため、地域の資源を再発見し、課題解決の研究を進めるとともに、地域リーダーの育成・意欲ある経営者等への支援体制の構築、制度資金等の情報収集などの取り組みを推進し、地域経済の発展に努めます。

(2) その対策

【農 業】

- ・ 多様な担い手、経営体の育成・確保に向けた支援・対策を推進します。
- ・ 足腰の強い農業経営体の育成を推進します。
- ・ 農業生産基盤の整備・強化を推進します。
- ・ 環境に配慮した生産体制の構築に努めます。
- ・ 安全・安心・安定的な食料生産体制の構築を推進します。
- ・ 消費者との交流を通じ、生産者の意識向上を図り、消費者ニーズに対応した生産活動を推進します。
- ・ 農畜産物のブランド化及び販路拡大を推進します。

【林 業】

- ・ 森林の持つ公益的機能の発揮のため、森林整備事業を推進します。
- ・ 病・虫・鳥・獣害などから森林を守るため各種保護事業を推進します。
- ・ 環境保全を視野に入れた長伐期、複層林施業を展開します。
- ・ 担い手の育成・確保に向けた支援・対策を推進します。

【水産業】

- ・ 水産資源の保全に対し関係機関との連携を図ります。
- ・ 水産加工物のブランド化及び販路拡大を推進します。

【観 光】

- ・ 自然体験型観光の整備促進を図ります。
- ・ 観光産物のブランド化及び販路拡大を図ります。
- ・ 外国人観光客に対し、観光し易い環境づくりに努めます。

【商 業】

- ・ 商工会の活性化を推進します。
- ・ 活力ある商店街の活動へ支援をします。
- ・ 石油製品の安定供給の維持・確保に向けた取り組みを支援します。

【起業の促進】

- ・ 起業化に向けた意欲ある経営者等へ支援をします。
- ・ 起業化への制度資金、優遇措置に関する情報の提供に努めます。

(3) 計 画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業	新規就農者支援事業	町	
		酪農再興事業	町	
		道営草地整備事業	道	
		多面的機能支払交付金事業	保全隊 ・町	
		ニューホーム推進事業	協議会	
		牛乳消費拡大事業	町	
	・林業	有害鳥獣駆除事業	町	
		造林事業（新植）	町	
		造林事業（保育）	町	
	・水産業	わかさぎ等ふ化放流事業	その他	
	(3) 経営近代化施設 ・農業	牧場施設整備事業	町	
	(7) 商業 ・その他	中小企業資金貸付事業	町	
		中小企業振興融資貸付事業	金融 機関	
		商工会育成事業	その他	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・商工業・6次 産業化	広域連携ブランド化推進事業 釧路町の海産物等と標茶町の農畜 産物による特産品開発・ブランド 化に向けた販売 PR	町	
		標茶町 GOGO チャレンジ支援事業 町内事業者の創業支援、事業承継 支援、イベント開催及び出店支援 事業、広告宣伝支援事業を行い、	町	

		商業の活性化を図る。		
	・その他	森林整備対策事業 公益的機能に配慮した伐採後の 確実な植栽等を支援する。	森林 組合	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
標茶町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて周辺市町村や北海道、民間事業者との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信ネットワークの広がりによる情報化社会への対応として、行政防災無線・農家ファックスの整備、令和4年には町内全域で光回線を利用できる環境整備を行いました。今後もインターネットを活用した情報発信や行政手続きの充実、雇用の拡大や移住・定住に伴う関係人口の創出など様々な分野で効果的な利活用ができるよう検討が必要であり、さらには保健・医療・福祉などの分野における情報システムの整備が課題となっています。

また、平成23年に移行された地上デジタル放送については、難視聴対策は完了しましたが、安定的な放送を確保するための取り組みが必要となります。

今後は、災害情報伝達のほか、農業部門の情報化や地域情報手段として総合的に活用できるシステムの構築を図り、また、それを有効活用できる人材の確保が必要です。

(2) その対策

- ・ 情報技術の地域集積を図るために、情報関連企業への支援をします。
- ・ 安定した地上デジタル放送の確保に努めます。
- ・ 光回線の効果的な利活用について検討します。
- ・ 交流人口を増加させるために情報提供や受け入れ環境の整備を推進します。
- ・ 保健・医療・福祉などの分野における情報システムの整備を推進します。
- ・ インターネットを活用した広域的な情報発信のネットワークの構築を図ります。

(3) 計 画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・ テレビ放送 中継施設	地上デジタル放送電波受信施設整備改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

東京都の約半分という広大な面積を持つ本町内における生活・生産・コミュニケーションの維持、さらに、都市と農村の交流を支えるために重要なのが道路交通網整備です。

交通環境は、地域高規格道路については釧路中標津道路が整備区間として一部供用開始がされており、今後も全線開通をめざし環境調査に基づく整備が進められ、また道東縦貫道路についても候補路線から計画路線への昇格に向け関係自治体とともに国などへ要請活動を進めているところです。

また、国道4路線 108.0 km、道道 11 路線 129.0 km、町道 507 路線 727.4 kmとなっており、鋭意改良等が進められています。舗装率は、国道が 100%、道道は 94%とそれぞれ高い水準を示しており、今後も物流を支え、また、交流人口の大動脈として大きな期待が持たれていますが、一部橋梁や道路の狭隘箇所などがあり、それらの整備や高規格化が求められています。

町道については、未整備路線がいまだ多く、防塵対策などによる安全確保、輸送車両の大型化や農林業等の作業効率の向上のため、未改良・未舗装路線の重点的な整備促進、整備済路線の計画的な維持管理、橋梁の長寿命化が必要となっています。

冬期間における除雪対策については、特に豪雪地域である虹別地区に除雪センターを開設し、直営及び委託によって実施しているものの、広大な面積を有する本町では不十分な状況となっています。

表5 道路現況

(単位：km)

区分	路線数	実延長	改良済	未改良	砂利道	舗装道路
国 道	4	108.0	108.0	0.0	0.0	108.0
道 道	11	129.0	120.8	8.2	8.2	120.8
町 道	507	727.4	406.8	320.6	320.5	386.7

イ 交通機関（交通手段）

本町は、道東交通の要衝として鉄道網が敷かれ、釧網本線と標津線が運行されていました。

しかし、近代の道路交通網の整備とモータリゼーションの進展、さらには昭和62年の国鉄からJRへの民営化、その合理化策から不採算路線などの整理廃止が進められ、平成元年には標津線が廃止となりました。地域交通対策の観点から、バス運行の代替策が講じられましたが、従来からのJRバス路線は費用対効果を注視しており、厳しい財政状況から平成4年に廃止を余儀なくされました。

民間の相次ぐ撤退により、高齢者や学校への通学手段など交通弱者への対応、また、小中学校の適正規模化などに伴う交通対策が急務とされています。今後も引き続き、中心市街地への定期的な通院・通学などを可能とする交通手段の確保のため、町内定期路線バスを運行するとともに、関係機関、民間との連携により、効果的な交通対策に努める必要があります。

(2) その対策

- ・ 交流・物流の確立のため、道路整備及び高規格化を要望します。
- ・ 国道の歩道の計画的な新設と、橋梁の改良整備を要望します。
- ・ 道道の橋梁の架け替えと、現在整備が進められている路線の早期完了を要望します。
- ・ 生活、生産、コミュニティの維持のため、町道及び農道の整備を促進します。
- ・ 効率的な森林施業のため林道網の整備を行います。
- ・ 冬期間の安全対策の向上を図ります。
- ・ 地域の実情に応じたバス路線の確保に努めます。

(3) 計 画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 ・道路	標茶中茶安別線改良事業 (防衛省補助事業)	町	
		虹別 61 線道路改良 (社会資本整備総合交付金事業)	町	
		西熊牛北幹線舗装補修事業 (道路改良事業)	町	
		厚生本通り舗装補修事業 (道路改良事業)	町	
		道路台帳補正業務	町	
		道路維持補修	町	
		歩道整備事業	町	
		交通安全施設整備工事	町	
	・橋りょう	標茶町管内橋梁長寿命化事業 (道路メンテナンス補助事業)	町	
	・その他	防雪柵設置・取り外し業務	町	
		防雪柵設置事業	町	
	(2) 農道	虹別 20 線道路改良 (農道整備事業)	町	
		虹別 64 線道路改良 (農道整備事業)	町	

		中茶案別 3 線道路改良 (農道整備事業)	町	
		磯分内弥栄線道路改良 (農道整備事業)	町	
		雷別 4 線地区 (農道整備事業)	道	
	(3) 林道	林業専用道開設事業	町	
	(8) 道路整備機械等	社会資本整備総合交付金 建設機械整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・公共交通	町有バス事業の運行業務 定期路線バス、行事専用バスの 運行委託。広大な面積を有する 本町では、バスは町民の移動手 段として欠かせないため、通院 等の町民の足を確保する。	町	
	(10) その他	街路植樹帯整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道普及率は中心市街地域の水道施設及び集落地域における営農用水、飲雑用水施設の整備により 79.9%となっておりますが、引き続き給水区域内の水道普及率向上に努めます。

また、既存の水道施設については老朽化が進んでおり、安定した生活用水供給のためにも計画的に更新する必要があります。

今後における持続可能な維持・施工管理の推進にあたり、有資格者の適正配置に関し中長期的な人材の配置及び育成が課題となっています。

水道は、町民生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであることから、施設更新及び耐震化等を計画的にダウンサイジングも検討しながら進め、災害に強く安全で安定した供給体制の整備が必要です。

イ 下水処理施設

本町の下水道施設については、中心市街地域において、昭和 53 年度に公共下水道事業の事業許可を受けており、現在 260.8 ha の区域で整備が精力的に実施され、水洗化率は 99.6% となっています。

特に、湖沼や河川周辺地域にあつては、環境保全の観点からも早期着手が急務であり、釧路湿原国立公園に接する塘路地区においては特定環境保全公共下水道施設の供用が開始されましたが、現在の水洗化率は 61.1% と未だ低い状況です。

また、平成 23 年度から磯分内地区においても供用が開始されましたが、水洗化率は 66.9% と未だに低い状況にあり、水洗化の普及促進について取り組まなければなりません。下水道以外の集落地域においては、個別処理による合併処理浄化槽設置事業の推進を図ります。

今後における持続可能な維持・施工管理の推進にあたり、標茶市街地区、虹別地区、塘路地区及び磯分内地区の施設の老朽化に伴う処理場及び管渠の改築更新を計画的に進める必要があります、有資格者の適正配置に関し中長期的な人材の配置及び育成が課題とされています。

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、平成 7 年度から一般廃棄物処理の有料化、分別収集、資源リサイクルの取り組みを実施するなど、ごみの軽減を図っており、また、平成 18 年度より町内全地区において収集業務を実施しています。

平成 30 年度からは新たなごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設）及び最終処分場の供用を開始し、施設の適正な維持管理に努めております。

今後は、更なるごみの減量化、リサイクルを推進することにより、CO₂削減に向けた再生可能エネルギーや省資源・省エネルギー意識と環境に配慮した消費生活の普及を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく必要があります。また、農業用廃プラスチックの集団回収についても継続して取り組みを実施していきます。

エ 消防施設

消防施設については、車輛、水利などは現在、国の示す基準に対し数値的にはほぼ充足されていますが、今後において車社会が引き起こす事故、農業事故、釧路湿原国立公園及び林野の火災、高齢化社会などを想定した疾病など、様々なケースに迅速かつ的確な対応のできる高度設備の整備・更新及び人材の育成が必要となっています。

また、広大なエリアを所轄する本町にあって、各地で起こりうる火災などを最小限にくい止めるため、各集落における消防拠点の整備充実や消防団の装備充実を図るとともに、的確な情報の把握及び迅速な応援体制の構築のため緊急通信システムなど、情報化の充実を図る必要があります。

また、過去2度の大地震を体験した教訓から、防災井戸の設置、避難場所の確保整備を実施してきましたが、地区の消防団などとの協力のもとに地域防災計画を策定し、地域全体で支援する体制の構築や、防災備蓄体制の整備が必要です。

ソフト事業としては、住民の防災に対する意識の高揚を図るため引き続き総合防災訓練を展開するとともに、住民を対象とした消火訓練等の実施、地域連携の強化を図るなど自主防災組織の構築をめざします。さらに、消防団の組織力を活かした地域貢献活動を推進します。

オ 公営住宅

公営住宅については、老朽化に伴う建替建設が進められており、公営住宅等長寿命化計画に基づき新時代を見据えた省エネルギー、バリアフリーなどの基準をクリアしたグレードの高い住宅整備を進めるとともに、公営住宅、特公賃住宅など地域の需要動向に即した適正な戸数の供給に努める必要があります。

また、多様化する居住ニーズに応えるため、民間企業等の活性化による宅地開発に取り組みやすい環境づくりに努め、良好な住環境の整備とHOP E計画を考慮したまちづくりに努める必要があります。

カ その他

防災施設などの整備については、過去の水災及び震災を教訓に、復旧用資材備蓄基地としての機能を配備した防災センターを建設、また、周辺地は災害時の作業ヤードとして利活用できる防災公園を整備し、住民の安全の拠点施設として整備を進めてきました。

釧路川の河川敷は、緑地公園として整備され、カヌーの駅、スポーツ合宿の拠点として賑わいを見せているほか、子どもの親水公園として水辺の楽校が整備されましたので、今後の活用を図ります。

駅前通り（商店街）については、多様化する消費ニーズ、大型店による豊富な品揃え、価格競争などの要因により、近隣商圈への購買力流出が懸念されています。今後は、商店街の活性化を含め、本町のシンボルロードとなるべく、高齢化社会を見据え、利用しやすい魅力ある空間の整備が必要です。

区画整理事業において街区公園・緑地整備を実施してきましたが、老朽化した公園施設が目立つことから、地域住民など利用者の声を反映させながら再整備を進めます。

都市計画道路の整備開始が昭和52年であり、特に歩道の老朽化がみられ、すべての人が安全で安心して利用できるよう計画的に改修する必要があります。

(2) その対策

- ・ 水道施設の整備促進を図ります。
- ・ 住民の福祉向上のため公共下水道施設の整備促進を図るとともに、集合処理の不可能な地域において合併処理浄化槽による整備を進めます。
- ・ 一般廃棄物処理関連施設の整備を進めます。
- ・ 一般廃棄物の収集、分別の徹底によるゴミの減量化、リサイクルを推進します。
- ・ 焼却炉の円滑な運転の実施を図ります。
- ・ 農業用廃プラスチックの処理の徹底を図ります。
- ・ 消防車両・設備の計画的な更新と、地域防災計画の策定を図ります。
- ・ 災害に備えて、備蓄庫をかねた防災センター等の維持整備を図ります。
- ・ 住民動向に応じ、公営住宅の計画的な整備を進めます。
- ・ 魅力ある駅前通り（商店街）の整備を推進します。
- ・ 老朽化した都市計画道路（歩道部）について標茶町福祉環境整備要綱に基づき改修整備を図ります。
- ・ 老朽化した都市公園施設の計画的な再整備を進めます。

(3) 計 画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 ・ 簡易水道	計装機器更新工事	町	
		長寿命化事業	町	
		施設補修等工事（簡易水道事業） 補修工事（水道施設補修工事）	町	
		道営負担金事業 （簡易水道事業）	道	
	(2) 下水処理施設 ・ 公共下水道	公共下水道事業	町	
		特定環境保全公共下水道事業	町	
		農業集落排水事業	町	
	・ 地域し尿処理 施設	合併処理浄化槽設置整備事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ ごみ処理施設	標茶町クリーンセンター運営事業	町	
		エネルギー回収推進施設改修事業	町	
		ゴミ処理施設維持管理	町	

	(5) 消防施設	標茶消防署庁舎前訓練場舗装補修工 事事業	消防 組合	
		消防署庁舎鋼製建具改修工事業	消防 組合	
		救急救命士養成事業	消防 組合	
		標茶消防署デジタル無線更新整備工 事事業	消防 組合	
		消防ポンプ自動車更新事業	消防 組合	
		消防ポンプ自動車購入・格納庫改修 事業	消防 組合	
		訓練場照明改修事業	消防 組合	
		消防救助技術訓練指導会参加事業	消防 組合	
		耐震性貯水槽新設（60 m ³ ）事業	消防 組合	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・生活	標茶町マイホーム応援事業	町	
	・防災・防犯	内水処理対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援・児童福祉

本町の人口減少の一番の原因は若年層の人口流出であり、特に子育て世代の流出が影響していることから、子どもを安心して産み育てることのできる環境を整えることが最重要課題となっており、令和元年度には国の保育料無償化に先駆けて、保育園・へき地保育所・幼稚園保育料などの全面無料化を実施しましたが、全国的な保育士の不足は本町も同様であり、結果として待機児童が生じ課題となっています。

また、今後の出生数を長期的展望で分析するなどし、ニーズにあった効果的な保育体制の充実に努める必要があります。

未就園児のいる家庭に対しては、親子で遊べる場「子育てサロン」・遊びの提供を行う「遊びの広場」のほか、3歳児を対象とした「わんぱく」・保護者向けの「子育て講座」などを展開し、保護者同士の交流と育児負担の軽減につなげています。

経済的な子育て支援としては、子育て応援チケット（みるくっく券）や、大学生以下を対象に医療費などの自己負担分を町内の買い物などに利用できるお買物券で還元する事業を実施し、子育て世代の経済的な負担軽減を図っています。

イ 高齢者の保健・福祉

高齢者の保健・福祉については、介護施設基盤整備として老朽化した特別養護老人ホームの修繕、ショートステイの増床、在宅福祉の拠点となるデイサービスセンターの建設及び指定居宅介護支援事業所の設置、さらには高齢者に関する総合的な窓口となる地域包括支援センターが開設されるとともに、ふれあい交流センター施設内の整備が進められてきました。今後も、施設サービス供給量の確保や補完的なサービスが提供できるよう、施設サービス体制の充実に努めます。

また、平成9年に成立した介護保険法の基本方針に基づき、平成12年から3ヶ年毎に標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定され、民間も含めた体制の強化が進められています。現在、標茶町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき施策が推進されていますが、安心してサービスの提供が受けられる環境を整えるとともに、介護予防対策についての取り組みが必要です。

今後は、自主的活動団体の組織化（NPOなど）や民間企業の参入も視野に入れた計画づくりに努めるとともに、地域社会のなかで総合的な支援体制の充実に努め、保健・福祉・医療の連携を密にするほか、町内会・地域会の協力により、「命のバトン」などによる消防との連携体制の確立も必要とされています。

集落地域においては、パークゴルフ場など健康増進施設を備えた地域農村公園の整備充実ははかられていますが、今後は町内会・地域会やボランティア活動等を通じて、地域における支え合い活動を推進していく必要があります。

また、生きがい対策としては高齢者の就労機会の創出のため、高齢者事業団への支援を実施するとともに、高齢者自身が自立し、生きがいを持って生涯現役で暮らせる社会システムの構築が必要です。

地域主権が叫ばれるなか、地域の負担も増大することが予想されますが、住民の健康保持増進を図り「健康は自ら守る」というセルフ・ケアの思想を広め、ハード・ソフトにわたり

健康を支える環境整備に努める必要があります。

ウ 児童の保健・福祉

現在の保育所施設は認定こども園2園、常設保育園3園、へき地保育所2ヶ所により地域ふれあい事業などを通じて地域との連携をはかりつつ、近年の保育内容の充実を図ってきました。また、住民のニーズに応じ、平成18年度から0歳児保育を開始しています。

少子化による保育所への入所児童の減少は、今後における保育内容の充実や運営体制の見直しを迫られており、規模の適正化においても地域との検討を進めなければなりませんし、幼稚園についても質の高い幼児教育と保育を提供していく必要があります。

少子化を抑制するためには、子どもを産み育て易い環境を整備することが急務であり、経済的支援を含めた子育てに関わる負担を軽減することが重要です。

子育て支援策の一つである学童保育については、5ヶ所で運営され、地域の運営委員会に委託していますが、さらなる充実が求められています。

今後は、子育て支援センターや子ども発達支援センターを核として、子育て世代の更なるニーズを把握するとともに、育児休業制度などの普及に努める必要があります。

エ その他の保健・福祉

障がい者の社会参加が進められるなかで、民間企業によるグループホームなどに支援を行うほか、障がい者地域活動支援センターの運営、自立促進を図るためのリハビリテーション事業などを実施し、障がい者の社会参加の機会づくりをはかっていますが、一部民間企業などで受け入れはあるものの、いまだ就労の場が少ないことから、地域全体のなかでの雇用機会の拡大、在宅サービスを充実する必要があります。

(2) その対策

- ・ 保育ニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、子育て世代同士の交流の促進や町内会・地域会の主体的活動促進など、子育て環境の整備に取り組みます。
- ・ 認定こども園、常設保育園、へき地保育所などの全面無料化や、子育て応援チケット（みるくつく券）、大学生までの医療費還元事業など、子育て世代の経済的な負担や不安の軽減を図ります。
- ・ 緊急通報装置の整備と地域の支え合い活動の充実をはかり、地域での支援体制の環境づくりを進めます。
- ・ 高齢者の就労機会の創出、生きがいづくりとなる人材バンク制度の確立をめざします。
- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築を地域と連携して進めます。
- ・ 障がい者計画に基づき、住宅環境の整備支援、公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化をめざします。
- ・ 障がい者が社会参加し易い環境の整備に努めます。

(3) 計 画 (令和8度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(2) 認定こども園	みどり認定こども園防音事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 ・その他	高齢者事業団の育成	町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・高齢者・障害 者福祉	重度心身障害者等交通費助成事業 重度心身障害者等で日常の外出 の際にタクシー等を利用せざる を得ない者に対し、交通費の一 部を助成する。	町	
		緊急通報システム設置事業 一人暮らし高齢者及び身体障害 者等の急病や災害等の緊急時 に、迅速かつ適切に対応する。	町	
	・その他	子ども医療費助成事業 大学生以下の医療費の自己負担 分を助成することで、子育て家庭 の経済的支援をする。	町	
	(9) その他	障がい者地域活動支援センター運 営事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療については、初期医療体制において一定程度の高度医療機器の導入が図られ、診療科目としては、常勤体制として内科及び外科、リハビリテーション科、月2回診療の産婦人科と週1回の小児科についても医師派遣体制が実現しています。

また、平成21年度からドクターヘリ事業が開始されており、高次医療を必要とする場合には、迅速に対応できるようになっています。

町立病院については、これまでも経営の健全化に努めていますが、ますます厳しくなる財政状況を鑑み、初期救急医療体制など、地域医療の確保や医師の確保のため、国や北海道に対し更なる支援への要請に努める必要があります。

また、救急指定を受ける当病院にあつては、町内はもとより広域的な救急医療施設としての役割を果たすため、高規格救急車の導入と救急救命士の配置を図っているところですが、広大な行政エリアと観光などの交流人口が増加傾向にある昨今において、消防署との連携を図り、迅速かつ高度救急医療体制の実現と搬送体制システムを強化することが必要です。

(2) その対策

- ・ 医療技術、サービスの向上を積極的に行い、住民からの信頼を高めます。
- ・ 関連大学や総合病院との連携を強化するとともに、最新の医療機器の充実や遠隔診療などの高度医療機関との連携強化を図ります。
- ・ 医師及び専門職員の確保に努めます。
- ・ 地域医療を確保するため、町立病院の経営健全化に努めるとともに、小規模の自治体病院に対する国など積極的な助成対策を要望します。
- ・ 高規格救急車の導入など救急医療体制の強化を図ります。
- ・ 患者の交通手段確保のため、市街地循環バスの運行を検討します。

(3) 計 画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 ・その他	医療機器購入	町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・自治体病院	当直医師確保事業 町立病院の当直医師の確保。常勤 医師の労働条件緩和を図るため、 非常勤の当直医師確保に努める。	町	
		小児救急医療支援事業 町立病院に小児科が常設されて いないため、休日・夜間におけ る入院治療を必要とする小児の 重篤救急患者に対する医療を確	その他	

		保する。		
	・その他	釧根広域救急医療確保事業 釧路・根室管内における救急医療確保のため、休日・夜間における入院治療を必要とする重篤救急患者の医療を円滑に行う。	その他	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校関連教育施設

【小中学校】

学校教育については、児童生徒数の減少に伴い学習活動や学習指導に困難な状況が生じており、教育効果の向上を図るため、PTA及び地域との連携により、学校の適正規模化について検討が必要です。

また、学校の適正規模化にあわせ、校舎・屋内運動場の整備、教職員住宅の整備、へき地校の適正規模化に伴うスクールバスの整備や遠距離通学児童生徒のための通学費の助成が必要となっています。

全児童・生徒にタブレット式パソコンが導入され、町内全域においては光回線の整備がされ、情報教育の基盤整備は整いつつあり、引き続き情報教育の環境整備の推進をします。また児童生徒が将来に向けた自己実現を図るため「ふるさと・キャリア教育」の充実に努めます。

表6 小中学校の状況

区 分	小 学 校						中 学 校					
	学校数	学 級 数				児童数	学校数	学 級 数				生徒数
		総数	単式	複式	特殊			総数	単式	複式	特殊	
平成17年度	10	49	19	21	9	458	7	26	17	3	6	289
平成22年度	9	43	17	19	7	439	7	24	12	5	7	218
平成26年度	8	43	18	14	11	425	6	22	12	4	6	227
令和2年度	8	41	14	16	11	407	6	19	12	3	4	201
令和6年度	6	37	8	12	17	300	3	17	10	1	6	190

【高等学校】

本町唯一の高等学校は、平成12年度に総合学科に転科され、地域を重視し、地域に解放された高校としての機能を果たしていますが、今後はさらに地域と学校が連携するため、町の地方創生に係る活動を行っている各種組織等と学校が連携を図り、より高度な教育体制の構築が課題です。

また、農業を基盤とした総合学科として、特に酪農後継者育成に対する期待も高いことから、最新の農業機械の導入など実習・研究施設の整備、人材の配置が必要です。

【認定こども園】

令和6年度に幼稚園から認定こども園に変わりましたが、幼児教育については引き続き推進を図ります。

イ 社会教育関連施設

各種社会教育施設については、地域住民の利用の促進を図るため、施設の管理運営のあり方について検討を進めます。

町民の文化教養の拠点施設である図書館については、多様化する図書ニーズなどに応えるため、図書資料の貸出業務から管理に至るまで簡素で迅速化がはかれるシステム、近隣図書館及び道立図書館とのネットワーク化が可能となるなど、あらゆるニーズに応えられるシステムの整備が求められています。

集落地域における社会教育活動等の拠点施設である地区公民館については、地域の特性や活動ニーズに応じ、住民にとって利用しやすく、地域が主体となった管理運営のありようが求められています。今後は、これまでの社会教育活動のみならず、住民の福祉全般に寄与する総合施設としての検討が必要です。

(2) その対策

- ・ 教育効果の向上のため、状況に応じ学校の適正規模化についてPTA及び地域との検討を進めるとともに、これに伴うスクールバスの整備、遠距離通学費の助成、校舎・屋内運動場の整備、さらには教職員住宅など教育環境の向上を図ります。
- ・ 図書館の整備・充実を図ります。
- ・ 町民皆スポーツをめざし、いつでもどこでもスポーツに親しめるような環境づくりを目指します。
- ・ 標茶高校教育振興会を通じ、地域と連携した総合学科として発展できるよう協力体制を構築します。
- ・ 社会教育活動の推進を図るため、各種施設の整備、管理・運営について検討を進めます。
- ・ 地域が主体となった公民館の管理運営について検討を進めます。

(3) 計 画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・義務教育	遠距離通学費助成事業 遠距離（小学生4km以上、中学生6km以上）からの通学者に対し通学費を補助し、保護者の負担軽減を図る。	町	
	・その他	標茶高等学校教育振興会助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は広大な行政面積を有し、酪農を基幹産業としていることから、標茶市街地数カ所を除き集落が点在し、離農などによる過疎現象のため、小集落にあっては、葬祭を行うにも苦慮する地域も少なくないことから、地域の実情に合ったコミュニティ住区の確立を図るため、再度の集落再編の促進が必要になってきています。

- * 第1次生活圏 小集落、町内会
- * 第2次生活圏 コミュニティ住区
- * 第3次生活圏 全町

また、この再編とあわせて農業の経営形態の変化や有効な農地の活用を最大限に行うために、農地の流動化などを促進し、効率的な農道整備など交通ネットワークの整備が必要です。

さらに、集落再編にあわせ地域活動拠点となる集会施設については、自主的な管理運営に向けた検討を進めていきます。

(2) その対策

- ・ 集落再編とあわせて、「自分の地域は、自分でつくる」という自主自立の精神を促すため、地域整備計画の未整備地域への樹立促進を図るとともに、住民が誇りを持てる地域づくりの支援に努めます。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

平成 30 年 7 月に博物館「ニタイ・ト」がオープンし、先史時代から現代に至る標茶の歴史の流れ、町内に生息する動物などのパネル展示、古民具が収蔵展示されており、釧路湿原を訪れる観光客で賑わいをみせています。

今後は、学校教育及び生涯学習活動の拠点施設として内容の充実を図るため、展示物の整備を行う必要があります。

また、町指定文化財である北海道集治監釧路分監本館及び旧塘路駅通所の保存に努めます。

標茶の発祥から今日までの歴史について次代へ伝え残す町史については、編纂が行われ、平成 10 年に第 1 巻（先史時代から大正時代）、平成 14 年に第 2 巻（明治末期から昭和 20 年代後期）、平成 18 年に第 3 巻（昭和 30 年代前期から平成 17 年初頭）を刊行したところであり、第 4 巻の刊行に向け、引き続き作業を進めます。

先住民族であるアイヌ民族については、「ペカンペ祭り」にみられるような独自で豊かなアイヌ文化が開花した時代がありました。現在は、その文化を引き継ぐ後継者も少なく、民具も他に散逸している状況であり、豊かな文化の保存と伝承を早急に行う必要があります。

管内の芸術鑑賞など少ない機会をより有効に活用し、鑑賞の機会を数多く提供するため、文化バスを年数回運行し、好評を得ていることから、今後も、引き続き管内の広域的な連携を図りながら進めます。

また、自主的な文化活動の支援につきましては、6 地域の公民館活動を拠点としながら活動の場の提供を行うとともに、文化振興助成や地域文化振興事業により支援を実施しており、今後も引き続き多様化するニーズに添って、推進を図ります。

(2) その対策

- ・ 北海道集治監釧路分監本館及び旧塘路駅通所の保存に努めます。
- ・ 町史及び博物館「ニタイ・ト」にある貴重な資料・データについて、保存と有効活用に向けたデータベース化を進めます。
- ・ 本町の基幹産業である酪農について、その産業が持つ景観や食文化についての認知が高まるなか、地域の誇りとして保存継承していく必要があります。
- ・ 歴史的遺産である遺跡の保存と活用を図ります。
- ・ アイヌ文化の保存、伝承・継承、普及啓発及び発展を図ります。

(3) 計 画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化施設	アイヌ文化政策推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では、家畜ふん尿の河川流出問題や臭気問題といった対策への取り組みが必要視され、他地域へも影響を及ぼすこの問題は、早急に取り組まなければならない課題となっています。

今後は、家畜ふん尿などの再生可能エネルギー資源を、エネルギーや有機肥料等に変換し、地域の環境にとって良い状態で循環し続けることで新たな産業や新たな雇用の創出が可能となるような、地域振興に貢献する取り組みが必要です。

(2) その対策

- ・ 再生可能エネルギーの活用に関する取り組みを進めます。

(3) 計 画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネ ルギー利用施設	バイオマス産業化推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自主的な地域整備計画づくり

平成6年度に、地域に生きる自信や誇りを涵養することを目的として、標茶町C I計画が確立されました。今後も、その普及定着に向けた取り組みに努めていきます。

集落再編とあわせて、「自分の地域は、自分でつくる」という自主自立の精神を促すため、地域整備計画の未整備地域への樹立促進を図るとともに、既存の地域整備計画の見直しも含め、住民が誇りを持てる地域づくりの支援に努めます。

イ 交流の里づくり

多様な自然環境や第一次産業の資源を活用し、過疎地域への理解を目的に、都市と農村との交流を促進できる既存施設の有効活用とホスピタリティ向上の環境整備に努めます。

特に、農業への理解を深めるため、景観の整備、さらに就農体験の受け入れ体制の充実を図ります。

また、スポーツ合宿の誘致、エコ・ツーリズムの推進、農村景観を活用したグリーンツーリズムなど、既存ストックを有効に活用した交流のステージづくりをめざします。

ウ イベントの充実

近年、経済活動の広域化や価値観の多様化、少子高齢化などに起因し、地域に立脚したイベントや祭事が失われつつあります。

イベントは、地域の情報の発信や地域間交流の場として重要な役割を果たしてきましたが、地域資源や産業形態、伝統・文化を見つめなおす原点に立ち帰り、地域住民が自ら創造し参加し楽しめるイベント・祭事の再構築が求められます。

(2) その対策

- ・ C I計画の思想普及と定着を図ります。
- ・ 自主的な地域整備計画の策定及び見直しを推進します。
- ・ 各地域の活性化のため、地域の文化性を高める独自活動を支援します。
- ・ 地域文化振興事業等を活用し国内外を含めた交流事業を推進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・ スポーツ合宿の誘致を引き続き推進します。
- ・ イベントの検証をし、地域自らが創造し、楽しめるイベントの再構築を検討します。
- ・ 釧網本線に復活したS L冬の湿原号と夏のノロッコ号の運行継続をめざします。

(3) 計 画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域	その他	自治会振興事業	町	

の持続的発展に関し必要な事項		地域振興事業	町	
		産業まつり補助金	実行委員会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

標茶町公共施設等総合整備管理計画における基本的な考え方に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和８年度～令和１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住	移住促進事業	町	
	・地域間交流	地域間交流事業	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・商工業・6次産業化	広域連携ブランド化推進事業 農畜産物、水産加工物のブランド化を推進。地域産物に付加価値を付けて販売することで、消費者と生産者の交流の活性化が図られ、生産者の意欲向上にも繋がる。	町	
		標茶町 GOGO チャレンジ支援事業 起業に対する助成。増加しつつある空き店舗を有効利用することで、商業の活性化を図る。	町	
	・その他	森林整備対策事業 公益的機能に配慮した伐採後の確実な植栽等を支援する。	森林組合	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通	町有バス事業の運行业務 定期路線バス、行事専用バスの運行委託。広大な面積を有する本町では、バスは町民の移動手段として欠かせないため、通院等の町民の足を確保す	町	

		る。		
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 ・生活	標茶町マイホーム応援事業	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 ・高齢者・障害者福祉	重度心身障害者等交通費助成事業 重度心身障害者等で日常の外出の際にタクシー等を利用せざるを得ない者に対し、交通費の一部を助成する。	町	
		緊急通報システム設置事業 一人暮らし高齢者及び身体障害者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応する。	町	
	・その他	子ども医療費助成事業 大学生以下の医療費の自己負担分を助成することで、子育て家庭の経済的支援をする。	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 ・自治体病院	当直医師確保事業 町立病院の当直医師の確保。常勤医師の労働条件緩和を図るため、非常勤の当直医師確保に努める。	町	
		小児救急医療支援事業 町立病院に小児科が常設されていないため、休日・夜間における入院治療を必要とする小児の重篤救急患者に対する医療を確保する。	その他	
	・その他	釧根広域救急医療確保事業 釧路・根室管内における救急医療確保のため、休日・夜間における入院治療を必要とする重篤救急患者の医療を円滑に行う。	その他	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・義務教育	遠距離通学費助成事業 遠距離（小学生4km以上、中学生6km以上）からの通学者に対し通学費を補助し、保護者の負担軽減を図る。	町	

標茶町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

令和8年〇月発行

発行 北海道標茶町
編集 標茶町企画財政課
〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
TEL (015) 485-2111 (代表)
FAX (015) 485-4111 (代表)
E-mail info@office.town.shibecha.hokkaido.jp